



(公財)水道技術研究センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1
虎ノ門電気ビル2F
TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215
E-mail jwrhot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

塩素消毒の歴史について — 終戦直後の事情を中心に — (その2)

3. 神奈川県営水道における塩素消毒の歴史（特に、終戦直後の事情）について

戦後の大きな特徴として、進駐軍に対する給水が挙げられる。

昭和20年8月15日の終戦に伴い、連合軍最高司令官マッカーサー元帥以下多数将兵が進駐を開始し、横浜を中心として県下各地に駐留することとなった。

このため、本県営水道の給水区域内にも将校宿舎及びM.P.駐屯地用として多数の進駐軍用住宅が接収または建設され、その家族も多数県下に居住することとなった。

これにより、軍対策の一環として、塩素注入の強化指令等がつぎつぎと発せられた。

なお、この間進駐軍給水についての基本的要求書ともいべき軍指令書「対日指令書」が昭和21年1月31日付けをもって日本政府に発せられ、その給水が命令されるとともに厳重な監督規制をも受けたのである。

これまで進駐軍関係の上水道調達要求または一般作業命令は、各経営者に対して個々に直接発せられていたが、昭和22年に至り神奈川県地区全般を総括整理する責任を県土木部河港課に委ね、9月1日から横浜地区工作隊（営繕課）の一部を代行することに決定する指令が発せられた。

その後、昭和23年3月に至り神奈川県土木部長名をもって横浜地区工作隊を代行し、県下進駐軍部隊の全施設並びに家族住宅に対し、飲料水及び工場用水の供給をする責任を河港課に委ね4月1日から実施する指令が発せられた。

昭和21年1月31日

指令書番号 CE-8ASC-PD-725-46

対日指令書

1. 日本政府は東京横浜地区駐在連合軍に対し飲料水を供給すべし。

前項飲料水の地域的、水質、水量ならびに水圧については、対日行政管理局（以下RAAと略す）が命ずることあるべき指示に従うべし。

本条の適用期間は昭和 21 年 2 月 1 日より 6 月 30 日までとする。

2. 日本政府は受命者が施行する事項につき総合月報を提出すべし。

前項総合月報は受命者の月別報告書に基づきこれを作成するものとする。

前項報告書は飲料水については連合軍消費者の消費高確認書に基づき、工事については連合軍命令者の工事完成認証書に基づきこれを作成するものとする。

前項に関し、飲料水については、連合軍消費部隊名または機関名別にその消費高ならびに金額を、工事については工事命令書別に記載するを要す。ただし工事費についてはその内訳を要せず。

3. 本指令書に基く RAA 受命者間の関係については、左記手続による。

a. 日本政府は受命者に対し左記事項を命ずべし。

イ 適切なる監督をなすこと。

ロ 経営ならびに作業につき現状を維持すること。

ハ 復興に努力的な職員および労務者をそなえること。

日本政府は受命者に対し前項命令をなすに要する左記物件の整備を命ずべし。

イ 水源地

ロ 施設、機械器具ならびに消耗品

ハ 取替品および拡張工事用資材

ニ 応急工事用機械器具ならびに資材

日本政府は受命者に人的ならびに物的要素を把握し、これが有効適切なる使用に努力すべし。

RAA は間接的に連合軍の利益となる場合に限り、特定地の供給ならびに必要量につき工事施工を命ずることあるべし。

b. 日本政府は受命者に対し左記事項を命ず。

イ 現地を維持すること。

ロ 24 時間修理作業をなすこと。

ハ 東京、横浜地区においては水道取付けならびに取除き工事をなすこと。

ニ RAA が特に指定する連合軍および同付属機関に対し前記工事をなすこと。

c. RAA は東京、横浜地区内特定地の一定時における水量、水圧ならびにその他事項につき指示を与えるものとする。

前記地域間水道施設に対し重要な変更を加えまたは給水を停止する為には、RAA あるいはその代理者と打合せをなしその承諾をうるを要す。

d. 受命者を分ちて大受命者ならびに小受命者とす。

大受命者を指名し、(1) 東京都水道局、(2) 川崎市水道局、(3) 横浜市水道局とす。

(注 横須賀市水道部もその後指名された。)

小受命者とは左記の者をいう。

イ 東京、横浜地区間の狭小なる地域に給水する者。

ロ 水道所有者にして大受命者の施設と連絡する水道ならびにポンプ施設を有する者。

小受命者の供給する飲料水が米軍の要求に添わざる場合は、大受命者施設との連絡を撤去す。前項の場合小受命者は、その給水せんに日英両分をもって飲料に適せざる旨の掲示を為すべし。

小受命者は大受命者の給水に故障を与えざることを挙証する責任を有す。

小受命者は連合軍ならびに同付属機関に対する給水以外に補償せらるることなし。

小受命者は RAA より大受命者施設との連絡撤去を命ぜられた場合によって生ずべき損害または費用に補償を受くることなし。

e. 日本政府は RAA の指揮命令が本指令書内に含む諸官庁ならびに会社において、確実に延滞なく実行せらるにつき監察するを要し、もし本指令の主旨に反する職員または使用者ある場合は、RAA の指示に従いこれを即時罷免すべし。

f. 受命者は連絡員および工事命令書受領として、英会話をなしうる（または術語を解しうる通訳を同伴する）職員にして東京、横浜地区内水道工事に経験ある者すくなくとも 1 名をエンジニア、オフィスに派遣すべし。

右のほか常時 RAA の指示命令を伝達するに要する補助員をも派遣すべし。

(備考)

大受命者は日本渉外局より受命者の指名通告を受けたときは直ちにこの旨を RAA に報告すべし。

小受命者についても、その水道施設連絡状態視察の上指名せられたるとき同じく RAA に報告すべし。

小受命者が本文第 3 条第 d 項第 6 号の規定に反するときはその連絡施設を撤去せらるべし、RAA は受命者の給水が故障を与えることの有無につき必要なる調査をなし、もし故障ありと認むるときは直ちにその連絡を撤去す。

前項施設の復旧については RAA の同意書をうるにあらざればこれを許さず。

これまで、進駐軍関係上下水道調達要求または一部作業命令は、各経営者に対し、個々に直接発せられていたが、昭和 22 年に至り神奈川県全般を総括整理する責任を県土木部河港課に委ね、9 月 1 日から横浜地区工作隊（営繕課）の一部を代行することに決定する指令が発せられた。

その後、昭和 23 年 3 月に至り、神奈川県土木部長名をもって横浜地区工作隊を代行し、県下進駐軍部隊の全施設並びに家族住宅に対し飲料水及び工業用水の供給をする責任を河港課に委ね 4 月 1 日から実施する指令が発せられた。その指令書は、次のとおりである。

J.P.No-3311

1. 地区野戦技術部隊が維持の責任を有する、進駐軍部隊の全施設並びに家族住宅に飲料水および工場用水を供給せよ。

本件は東京都及び神奈川県下の施設を指すも、全然この地域に限定するものではない、但し空軍、海軍の施設及び東京地区の責任下にある Hq、SrG、P を除くものとする。

2. 本調達要求は、要求サービスをなくすための如何なる建設、修繕、維持、変更、拡張及び現地施設のやり替え等一切を含まないものとする。

3. 受領証は添付指示書を参照のこと。

4. 日本政府の計画に対して、供給者は割当予告を直ちに地区野戦技術部隊に報告せよ。

5. 本 P.D. は JP.No.-1200 反 JP.No.-1202 に代り、1948 年 4 月 1 日に効力を発生する。

現在の P.D. に対する最後の受領証は 1948 年 3 月 31 日午後 12 時迄に実施せよ。

要求先 県庁河港課

引渡要求 1948 年 4 月 1 日-1949 年 1 月 1 日

1. 受領証 日本政府又は請負業者は、地区野戦技術部隊に対し、この請求書に表わるる各業者別に各月中に上記範囲に示す米国進駐軍部隊に対し、本 P.D. に従い 1 ヶ月間に給水される給水量を U.S. ガロンで表わし、飲料水、工業用水、部火用水に区分し、1 ヶ月間を総括して受領証を提出せよ。

各月の受領証は、供給者が米国進駐軍部隊の施設設備から順次継続して確保した 1 ヶ月間の (記載) statement にする。

a) 上水を供給した進駐軍消防隊、代行機関、設備の名称及び所在地

b) 夫々進駐軍部隊、代行機関、設備に対し 1 ヶ月間に給水せし量

c) 水量はすべて計量器表示数又は査定によるものに基礎をおく。

2. 受領士官が P.D. を指定期日より前に終結することを希望する場合には、受領証に“Final”の記号を付して提出する。この場合はこの P.D. は終結とし更に取消の要求とせず。
3. 受領証は D.R. に示された供給機関に示された有効期間に於て提出されるであろう。その間に終結しなければ、何時完成するか否かを受領士官に連絡のこと。
4. 第 8 軍の部隊以外の部隊の上記のサービスを利用する場合は受領証は適当な計算法を照合すること。

(出典) 神奈川県営水道 六十年史 (p.55-57) (神奈川県企業庁水道局)

4. 埼玉県南水道企業団における塩素消毒の歴史 (特に、終戦直後の事情) について

昭和 20 年 8 月 15 日、長かった太平洋戦争によりやく終止符が打たれたものの、戦災によって全国都市の水道事業が被った被害は甚大であった。全国水道事業のほぼ 4 分の 3 が戦災を受け、戦災都市の戦災前と終戦直後とを比較すると、給水人口、給水栓数はほぼ半減し、1 日最大給水量は、80%にまで減少していた。

県南水道の年度別配水状況をみると、総配水量、1 日最大配水量ともに戦争中の減少はなく、ほぼ毎年増大の傾向を示してきた。

戦災前後の全国の給水状況比較表

(戦災時の水道事業)

給水区域内総人口	戦 災 前	終 戦 直 後	比較対照%
	22,863,000	11,600,000	51
給 水 人 口	17,614,000	9,000,000	51
給 水 栓 数	3,130,000	1,670,000	54
1 日 最 大 給 水 量 (m ³)	4,050,000	3,200,000	80
最大給水量 (m ³ /秒)	47	37	80

(「日本水道史」より)

戦災都市の全国に対する給水状況比較表 (日本水道史より)

全水道の給水区域内の総人口	30,600,000	} 75%
戦災都市の給水区域内の総人口	22,863,000	

全国総給水人口	23,800,000	}74%
戦災都市の給水人口	17,614,000	
全国総給水栓数	4,200,000	}75%
戦災都市の給水栓数	3,130,000	

終戦前後における配水状況

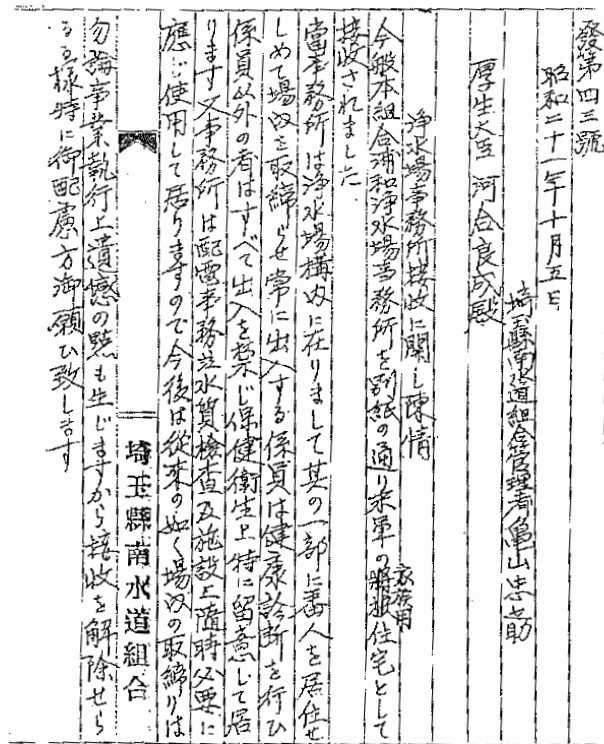
年度	総配水量	1日最大配水量
昭和18年度	3,200,980 m ³	12,105 m ³
19	3,658,250 m ³	12,900 m ³
20	4,212,280 m ³	14,830 m ³
21	4,842,250 m ³	15,930 m ³
22	4,842,560 m ³	17,080 m ³

占領下の県南水道にとって大きな事件に、米軍による水道施設の接收問題があった。その内容は給水区域内において戦災を受けた区域はわずかであったが、当時は随所に戦争の爪跡が残されていた。衣食住の不足はもちろん、重要資材の不足する終戦直後のことゆえ衛生面にゆきとどかず、浮浪者が駅周辺や自然発生した闇市にとぐろを巻いている状態であったので、伝染病が多発したり、中毒患者があとを絶たないようなありさまであった。こうした状況下にあつて進駐した連合軍は衛生不備を理由に水道施設を接收して、進駐軍の管理下におこうとしたのである。

たまたま進駐軍の宿舎に充てられた一部施設内で伝染病が発生した。進駐軍は県南水道の施設が不備であるとして、緊急手入れを行い、浄水場の検査を行った。その時は異常は一切認められなかったが、伝染病患者が出たことを理由に進駐軍は再度施設の接收を申し入れてきた。

管理者は区域住民の福祉と公共的な業務であることを十分説明し、水質検査を厳重にして送水することで説得、接收の撤回に成功したのであった。その後、進駐軍は公共水道事業関係者を招集し、滅菌方法などの講習会を開催した。いまさら専門家に講習でもなかろうが、終戦直後の日本の状況からみて苦笑せざるを得ない出来事ではあった。

その当時のことを元職員は「戦後、米軍が進駐し、水に対する衛生面で塩素滅菌などが徹底したため、昭和23年～24年ごろ東京（尾久）まで月1回3本の塩素ポンペを大八車で取りにいった。一日がかりの仕事であった。「占領日本は野蛮で、利用されている水も飲料水として不適であるとの見地から、水道に対し塩素の注入量を増やせ



浄水場接收撤回についての陳情

との要請があり、これを実施したところ市民からはお茶がにがくて飲めないという苦情が殺到して苦
労した」と語っている。

(出典) 水を送って 50 年 埼玉県南水道企業団 (p.138-141) (埼玉県南水道企業団)

5. 鹿児島市水道局における塩素消毒の歴史 (特に、終戦直後の事情) について

(1) 鹿児島軍政官の着任

終戦後、占領軍の日本進駐は昭和 20 年 8 月 28 日、神奈川県厚木飛行場への米国先遣隊の到着では
じまった。同月 30 日には連合軍最高司令官マッカーサー元帥が到着、9 月 17 日、東京・日比谷第一
生命ビルに総司令部が置かれた。

鹿児島県への進駐は、昭和 20 年 9 月 3 日鹿屋飛行場に進駐、つづいて 10 月 6 日鹿児島市役所に地
方軍政部が設置され、初代軍政官としてグレイズ・ブルーク中佐が着任した。

軍政部は市庁舎 2 階の市会議室、副議長室、議員控え室、助役室、収入役室、食堂を接收し軍政事
務に充てたが、その役割は鹿児島県の政治・行政全般にわたって、占領政策を浸透させることにあつ
た。

軍政部は長官の下に軍人・軍属が約 40 人、ほかに日本人 20 人、計 60 人の陣営であった。

一方、県は軍政部の指示により連絡委員会 (委員は拓殖鹿児島県知事、岩切鹿児島市長、坂口県会
議長、武商工経済会代表、木下鹿児島日報社長、樋渡医師会長、浅野第七高等学校造士館長) を発足
させ、軍政部との連絡、折衝に当たった。

(2) 水道施設工事

昭和 20 年 10 月 17 日、鹿児島に駐留するため米軍リチャード中佐以下 30 人が熊本から、同月 27 日
には佐世保第 6 軍第 2 海兵隊クレル大尉以下 220 人、同 30 日はシャリカル大尉以下 300 人 (海兵隊)
が、県立第二中学校 (現甲南高校) と市役所隣地公設市場跡のカマボコ兵舎に入った。

これよりさき軍政部は軍政要員の宿泊所として磯島津邸 (現重富荘) はじめ、内 18 ヲ所の邸宅を
接收し、軍政部員の宿舎に充てた。(昭和 24 年には 19 ヲ所)

水道課は兵舎や宿舎の給排水設備工事を軍政部から命ぜられ、丸山市太郎工務係長以下 4 人がこれ
らの工事に当たった。竣工期限の厳命により、昼夜兼行で工事を完成させた。しかも、資材も規格品
が皆無で、県立第二中の水洗便所改良工事の排水管は、鉄管が無く土管を使い甲突川に放流させ、小
便器も陶製が間に合わずモウソウ竹で代用したという。

軍政部関係宿舎一覧表 (昭和 24 年 3 月)

	進駐軍官氏名	所在地	電話	所有者
1	鹿児島軍政部	市役所 2 階		
2	鹿児島軍政部下士官兵宿舎	市庁舎横		
3	鉄道司令部 PTO	鹿児島駅		
4	ジョンズ中尉	天保山町 20		
5	キャン中尉	清水町 18	5038	重富荘

6	ボンジュランド大尉	清水町 10		田之浦荘
7	バリー氏	清水町 10	5031	岩崎邸
8	ペブリン曹長	下竜尾町 185	5034	田中邸
9	マツケルマリー少佐	清水町 32	5032	近藤邸
10	テキスター大尉	清水町 35	5037	山本邸
11	コンウェイ大尉	清水町 14		岩元邸
12	メース曹長	下荒田町 2227		田中(善)邸
13	マシロナデー大尉	下荒田町 120		西岡邸
14	ヘイス曹長 C.I.C.	鼓川町 104		指宿邸
15	藤国曹長 C.I.C.	下荒田町 68	5044	村上邸
16	ボート氏 外 7 名	清水町		風景樓
17	アレキサンダー中尉 コースター中尉 C.I.C.	下荒田町		中村邸
18	不詳	吉野町		臨幸館
19	不詳	不詳		樋口邸

(3) 伝染病の発生

終戦をはさんで鹿児島県下で下痢が蔓延した。鹿児島市の昭和 20 年 7 月初めの調べでは市内の赤痢患者 52 人、しかも漸次蔓延の兆しがあった。罹病者は隔離し尾畔病院に収容していたが、収容能力は約 100 人で、それ以上は仮設収容所が必要となっていた。7 月中旬、最盛流行期になると患者数は 115 人に達した。

県民は相次ぐ空襲で防空壕での生活が多く、衛生環境は極めて悪く、そのうえ、水道が寸断され、飲み水に井戸を利用する住民も多かった。しかも食糧難で栄養失調となり、病気に対する抵抗力は全くない状況で、赤痢は急速に蔓延し、県衛生課の調査によると 3,522 人が罹患し、死者は 338 人に達していたという。

軍政部は、特に防疫対策に厳しく、昭和 20 年 10 月 16 日から数日間、鹿児島日報紙面で「水道は沸かして飲みましょう」の見出しでキャンペーンが行われ、軍政部長官も飲料水の煮沸使用の注意を喚起した。

(「鹿児島市戦災復興誌」より)

(4) 水道滅菌の開始

当時軍政部の衛生担当官であったホーラー大佐が、水道の水源地、配水池を視察したとき、滅菌装置がなかったことから、装置の設置を軍政部命令で指示した。市はこれに対し、急拠末弘実技手を北九州に派遣し、薬品(晒粉)の入手に努めた。「八幡市、福岡市を回ったが、入手できず、たしか熊本市でようやく入手できたことを覚えている」(末広実談)。

早速、上之原、鳥越配水池で晒粉による滅菌をはじめたが、両配水池には米兵士 2 人が常駐し、滅菌作業や部外者の立入り等の監視にあたった。

昭和 21 年 3 月の市会で、鶴木昌治議員は滅菌について

「鹿児島の水は、世界的に立派な水質であるのに、なぜ滅菌する必要があるのか」

と質問、これに対し本村水道課長は、

「水道の滅菌に晒粉を使っているが、これは水がいいのと、細菌の有無とは違う。現在漏水が多く、水道管の漏水箇所から有害な細菌が入るため、晒粉を流入して菌を殺している。これは進駐軍の厳命によるものであり、今後 2~3 年は継続するよていである」

と説明している。

また「勝目清回顧録」でも当時の模様を次のように記してしる。

鹿児島水道は、大部分が岩間から湧きでる水を水源としているので、他都市水道のように川の水を濾過する必要はない。したがって濾過池の必要がないので、水道栓をひねったときはじめて、世の中に出てくる水であるから、ばい菌が入る余地は全くない水道である。米人などはこんな水道をまったく知らないで、水道は必ず殺菌しなければ使われぬものと思い込んでいた。鹿児島でも大へんな設備をさせられた上に、一日中絶え間なく投入しなければならぬ殺菌剤のために、担当者も増員しなければならなかった。カルキの入った水道はまずいうえに、お茶までもほんとうのお茶の味が出ないのだが、米人はあの味でなければ水道はまずいらしい。

意地悪いことを米民政部でやっていた。市内の各所で、こっそり水道の水を採って、カルキが注入されているかどうかを試験していたものである。正直にカルキの注入をやっているとしても、水道の流れる具合その他の都合で様の濃度にはカルキが流れないので、ときどき場所によっては濃淡の差が著しいことがあった。ときたまそんなことがあると米側から厳重な注意がきた。ひどきときには「担当者をやめさせよ」とまで言ってきたこともあった。

(出典) 鹿児島市水道史 (p.331-333) (鹿児島市水道局)

6. 青森市水道局における塩素消毒の歴史 (特に、終戦直後の事情) について

(昭和 20 年) 7 月 28 日夜、B29 の 60 機編隊の 2 隊が市に侵入、焼い弾の波状攻撃により市街ただ一面の焼け野ガ原となって、死の町の観があった。

全国戦災都市中でも、その被害率は 1,2 位といわれ、全市の 9 割程度が戦災を受けた。

後任の市長には柿崎守忠が就任、くしくも同市長就任の内務省認可指令の日づけは戦災日であった。柿崎新市長は就任と同時に、市戦災の後始末と復興という大問題に直面した。

空襲は幸いに焼い弾だけであったので、配水本管の被害は割り合いに少なかったものの、各戸の給水装置は壊滅状態となってしまった。したがって焼け跡一面からの漏水で、跡片づけが進まないうちは漏水も止められない状態のもとへ、こんどは 8 月 15 日の終戦を迎え、市民をはじめ市職員ともども大ショックを受け虚脱状態にあった。

またまた続いて翌 9 月には米軍の市内に進駐である。まさに徳川幕府来の「黒船きたる」のような大混乱、市民は戦災の跡片づくどころではない。恐怖心と騒動による避難で、まるで市内は西部劇ばりの「ゴーストタウン」であった。

9 月 25 日、アメリカ第 8 軍、第 9 軍団のミューラー少将配下の第 81 師団 (ヤマネコ部隊) が上陸用舟艇に分乗し上陸が行なわれ、市内の焼け跡の随所にカマボコ兵舎が建ち並び、焼け残った市公会堂が進駐軍司令部となった。

焼け跡の片づけは進まない。一面に焼けトタンや焼けて変形したガラス破片などが散在し、その下から

水道水が噴きだし、水溜まりがいたるところにできた。このようになっては、一日も欠かせない水道も、かえって水溜まりにカが発生し、伝染病まん延のモトにもなりかねない。

そこで進駐軍指令部は柿崎市長に対し一日もはやく漏水を防止することを命じ、あわせて全市民にシラミ駆除のため DDT（駆虫剤）を散布し、そ族昆虫駆除に力をいれた。

水道課職員は工務主任東谷英蔵および横山三千夫を先頭に、日夜にわたって漏水防止の作業にあたったが、はかどらなかつた。というのは、市民の大部分は疎開し、もしくは避難して焼け跡に帰らないため跡片づけが行なわれず、そのため職員が漏水箇所を探しだして修理した。修理といっても修理道具として欠かせないトーチランプはガソリンの欠乏によりつかえなかつたので漏水している鉛管または鉄管を金ヅチでたたきつぶし、あるいは木せんをする作業であり、食糧も欠乏して空腹が重なるという悪戦苦闘であった。それに赤田課長は出身地の奥内村長就任のため、昭和 19 年 2 月に辞職していたので水道課長が欠員であった。

柿崎市長が水道課長を物色中、目にとまったのが、朝鮮で終戦を迎えた陸軍建技将校の鎌田千代栄（現弘前市水道部長）であり、20 年 11 月に課長の発令があつて、水道復旧にあたることとなった。このころ水道課は戦災復興部の中におかれていた。

同課長は就任したものの、市内の配管図面が焼失、復旧資材が入手できないという状態であつたため途方にくれる始末であつた。進駐軍司令部からは水道の復旧を急ぐようと、矢の催促があり、日参して修理状況を司令部へ報告しなければならなかつた。

給水装置からの路上漏水により水圧が激減し、配水管の末端にあたる造道海手側、横山町および北金沢の地区は断水状態になり、したがって応急方法として給水家庭の床下を掘って、じゃ口の位置から穴を掘り下げバケツに水を溜めて日用水とした家庭は少なくなかつた。

いっぽう、横内浄水場の配水池は、市内の漏水により水位がグングン下がるため、沈殿池からろ過池への順序を略して、直接にろ過しない水を配水池へ送る非常手段もとられたりした。

市民もようやく生気を取りもどし、焼け跡に帰って整理し、焼けトタン張りのバラック建て住宅が建つようになってきた。一日も欠かせない飲料水のため、給水装置の取り付けがはじまつた。しかし、材料の鉛管やじゃ口がない。

したがって、戦時罹災土地物件令（昭和 20 年 7 月 17 日勅令第 411 号）および鉛くず回収規則（昭和 21 年 6 月 19 日商工省令第 25 号）に基づき、市では、焼け跡から鉛管や鉄管を人夫を雇って回収した。回収した後、告示し 3 ヶ月後に市に所有権が帰属することとなるが、疎開先から帰つた市民は、市役所を泥棒呼ばわりしてトラブルが起き、頭痛のタネがかえってふえる傾向にあつた。

そこで水道課職員は、腹巻きに紙幣を入れ、リュックを背負って東京上野のヤミ市または岐阜方面へ水道材料の買い出しをはじめた。

このようにして集められた水道材料であるから、材料が規格品とか検査合格品でなければ使用できなるとはいつておられない。水道課で直接加工し直して使えるものにならなければならない。

したがって市役所裏（現在の第 2 庁舎の位置）に木材の配給を受けて 12 万円で水道工場を新築し、ここで水道材料に手を加えた。

ときたま進駐軍司令部から水道の水は塩素の臭いがないと苦情があつた。これに対し鎌田課長は「青森の水質は良いから大丈夫」といつても受けつけない。水道水を消毒する塩素もサラン粉も物資の欠乏で手に入らなかつたのである。

米軍野戦令によると、浄水場で 5 P.P.M.、じゃ口で 2 P.P.M.が必要の基準であつたと言われる。

司令部では、同庁舎内に装置を設け、自家消毒を行つていた。そのため同司令部から青森水道の水は水

道水と認められないから、水道料金を減じて欲しいなどの要望があったりした。

その後、陸軍から当時では「特殊物件」であったサラシ粉の払い下げがあり、ようやく大量入手できたが、昭和23年ごろから消毒用の塩素が民間から購入できるようになってきたので、サラシ粉は宝の持ちグサレとなり、その処置に困りはてた、と伝えられている。

物資欠乏の時期であったから、配水本管の破損修理にも手こずった。その修理には穴を深く掘る必要から、穴は水ビタシとなり、寒い時期には作業がはかどらない。ゴム製品の胴づき特長がないからである。

お金を出しても買うことができず、物々交換でなければ手に入らなかったのが、鎌田課長は清酒と交換して入手したほどであった。もっとも同課長の実家は酒類配給所であったので、胴づき特長5足も入手でき、職員から感謝されたというエピソードもあった。

(出典) 青森市水道六十年史 (p.223-226) (青森市企業局水道部)

(文責) センター調査事業部主任研究員 村井 豪太

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h25.html>